

補助対象経費一覧表

No.	補助対象事業	事業概要・条件	限度額	補助率	補助対象経費	内容	応募時に必要な資料	実績報告時に必要な書類 (募集要項9.(4)に定める書類)
1	海外見本市等 出展事業	<p>販路開拓のために海外で実施する見本市・展示会への出展にかかる経費の一部を補助。</p> <p><b>※製造業、ソフトウェア業又は建設業の方は対象外です。</b></p> <p><b>※補助事業者が現地に料金を商品のみを出展する場合は対象外です。</b>コンサルタントなど補助事業者以外の者が補助事業者に代わって参加する場合も対象外です。</p> <p><b>※その場での販売を主体とするもの(物産展など)や、不特定多数のバイヤーとの商談が見込めない事業は対象外です。</b></p>	40万円	1/2	小間料	・小間料、出品料、出展料、小間借上げ料等の名称で主催者が徴収する、展示スペースを借りるための経費 ※出展にあたり申込(契約)や出展経費の支払いを交付決定前に実施しているものも対象	<p>(共通)</p> <p>・見本市等の開催要項(趣旨、開催日時、小間料の確認できるもの)等事業内容が分かる資料 ・商品、サービスの概要が分かる資料(商品のパンフレットなど)</p> <p>(現地通貨による支払いがある場合)</p> <p>・円貨換算に使用した事業計画書作成日の日本経済新聞「外為 対顧客電信売相場」の写し</p>	<p>(共通)</p> <p>・出展状況を確認できる写真 ※補助事業者が参加したこと、通訳が同席した場合は通訳が同席したことがわかるもの</p> <p>(翻訳費)</p> <p>・翻訳したものの日本語版と外国語版</p> <p>(広報費)</p> <p>・制作したパンフレット等</p>
					展示装飾費	・出展ブースの装飾に関する造作委託費、什器・備品等のリース代、光熱水費(設営工事委託費含む)		
					製品輸送費	・出展にあたり自社の製品等を展示会場に運搬(往復)する経費、輸送にかかる保険料、輸送諸経費		
					通訳翻訳費	・出展にかかる通訳翻訳経費(商品説明書の翻訳経費、展示会で同席する通訳の経費等) ※通訳は1名のみ ※出展申込等にかかる経費は対象外		
2	海外現地調査 等事業	<p>海外の販売先・提携先の獲得や海外営業拠点の設立を視野に入れた、補助事業者が現地に渡航し実施する商談や海外市場調査にかかる経費の一部を補助。</p> <p><b>※渡航回数は1回に限ります。</b></p> <p><b>※海外現地の企業・機関等と販路開拓のための商談又は情報収集を行うことが必要です。</b></p> <p><b>※本事業での補助金利用は1回に限ります(過去に本事業で補助金を利用した方は再度利用できません)。</b></p> <p>※補助事業者が日本国内で行う調査は対象外です。</p>	40万円	1/2	調査委託費	・コンサルタント等に現地の市場や投資環境、法令確認、販売先・連携先等に関する調査を委託する費用 ※調査委託料に専門家旅費、通訳翻訳費が含まれる場合は、下記の「専門家旅費」、「通訳翻訳費」の範囲内で対象になります。	<p>(共通)</p> <p>・調査内容、方法、スケジュール等についての具体的な記載のある現地調査の詳細が分かる資料 ・商品、サービスの概要が分かる資料(商品のパンフレットなど)</p> <p>(調査委託費)</p> <p>・調査会社等の会社概要が分かる資料 ・調査委託費の見積書(積算根拠(「単価×時間」、「単価×日数」)を明示したもの)</p> <p>(専門家旅費)</p> <p>・金額の根拠資料</p> <p>(現地通貨による支払いがある場合)</p> <p>・円貨換算に使用した事業計画書作成日の日本経済新聞「外為 対顧客電信売相場」の写し</p>	<p>(共通)</p> <p>・調査状況を確認できる写真 ※補助事業者が参加したこと、コンサルタント等や通訳が同行した場合は、コンサルタント等や通訳が同行したことがわかるもの ・調査結果をまとめた資料</p> <p>(翻訳費)</p> <p>・翻訳したものの日本語版と外国語版</p>
					専門家旅費	・最も経済的及び合理的な経路による日本から海外への渡航時の往復のエコノミークラス航空券代、空港までの往復の公共交通機関の乗車券代 ※コンサルタント等1名が対象です。補助事業者の旅費は対象外です。 ※以下の経費は対象外です(例示) 指定席券(指定席でしか乗車できない場合は補助対象)、グリーン券、プレミアムエコノミークラス以上の航空券、日当、出張先での交通費、出張期間中の食費・宿泊費、土産代、海外旅行保険代、調査対象国以外の出張経費		
					通訳翻訳費	・現地調査で使用する資料(会社案内、パンフレット等)の翻訳及び通訳費(1名分まで) ※外国語は、英語または現地の公用語に限ります。		
3	越境EC活用 支援事業	<p>越境ECモール等への出店・出品、及び、同ECサイトへの誘客を目的としたWEB上でのプロモーション活動にかかる経費の一部を補助。</p> <p>※自社越境ECサイトを構築して実施するものは対象外です。</p> <p><b>※過去に本補助金を利用して出店・出品した越境ECモール等への再度の出店は対象外です。</b></p>	40万円	1/2	出店費	・越境ECモール等への出店・出品及び利用にかかる経費(出店料、登録料、契約料、利用料、手数料、出店・運営代行費、越境EC対応の決済カートを導入する際の開通料、初期設定費用) ※個々の販売商品にかかる販売手数料、決済手数料は対象外	<p>(共通)</p> <p>・商品、サービスの概要が分かる資料(商品のパンフレットなど)</p> <p>(現地通貨による支払いがある場合)</p> <p>・円貨換算に使用した事業計画書作成日の日本経済新聞「外為 対顧客電信売相場」の写し</p>	<p>(共通)</p> <p>・越境ECモール等への出店・出品状況が確認できる画面をプリントアウトしたもの</p> <p>(通訳翻訳費)</p> <p>・翻訳したものの日本語版と外国語版 ・通訳が同席して商談を行った場合は、通訳が同席したことがわかる写真等</p> <p>(広報費)</p> <p>・制作したコンテンツ ・広告内容が確認できるもの(広告掲載画面をプリントアウトしたものなど)</p>
					通訳翻訳費	・越境ECモール等への出店・出品にかかる通訳翻訳費(越境ECバイヤーとの商談で同席する通訳の経費、サイト内商品紹介等のテキスト翻訳費等) ※通訳は1名のみ ※越境ECモール等の申込等にかかる経費は対象外		
					広報費	・越境ECモール等で商品等を販売するために使用するコンテンツ制作にかかる経費(写真・動画・パンフレット等の制作費、外国語版の自社HPの制作費等) ・越境ECモール等への出店・出品サイトに顧客を集客するための広告費(越境ECモール等の中での広告費、リスティング広告・SNS広告等のインターネット広告等)		

※複数の補助事業での応募もできます。この場合、補助金の限度額は各事業の限度額(40万円)の範囲内で、合計50万円以内です(補助事業ごとの合計額ではありません)。

【経費支出の証拠書類について】

クレジットカードで支払った場合は、「クレジットカード会社発行のカード利用明細(インターネットによる明細を印刷したものでも可)」と「引き落とし口座の通帳の写し」が追加が必要です。また、必要に応じて、追加資料の提出をお願いすることがあります。

【補助対象経費全般の注意事項】

① 補助対象となる経費は、交付決定日～令和5年2月28日に、補助事業の実施に要する費用に限られます(小間料は補助対象期間より前に支払ったものも可)。補助対象期間中に支払いしても、実際に使用するものが補助対象期間外であれば、当該経費は補助対象にできません。

(例) ホームページを作成したものの、補助対象期間中にホームページを公開していない場合や、ポータルサイトなどへの広告掲載契約を締結し、広告掲載料を支払ったものの、補助対象期間中に広告掲載した新聞・雑誌などの発行による広報がされない場合

- ② クレジットカードによる支払いは令和5年2月28日までに引き落としが確認できる場合のみ認められます。対価の提供が令和5年2月28日までになされても、口座からの引き落としが令和5年2月28日以降であれば、補助対象外となります。
- ③ インターネット広告の配信等において電子商取引を行う場合でも、「証拠資料(見積書(契約書)、請求書、領収書)によって金額が確定できる経費のみが対象となります。取引相手先によく確認し、補助金で求められる、証拠となる書類(発注日及び発注内容が確認できる画面を印刷したもの等)を整理・保存・提出ができることを把握してから取引をしてください。実際に経費支出を行っていても、取引相手先の都合等により、発注日・発注内容が確認できる画面を提出できない、補助対象経費として計上する取引分の請求額が判明する書類が提出できない、広告が確認できるインターネット画面が取得できない等の場合には、補助対象にできません。
- ④ 手形・小切手・金券・商品券・ポイントなどにより支払いを行ったものは補助対象外です。